



## いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように ~地域で支えあい 助けあい~



見守り活動をしている協力員

毎年、9月15日は「老人の日」、この日から21日までの1週間は「老人週間」と定められています。市では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活ができるよう、さまざまな見守り事業を実施しています。申請が必要な事業がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 高齢者見守り事業

- ▽地域見守り事業 防災・安心地域委員会が指定した見守り協力が月2回程度訪問し、様子をうかがいます。
- ▽乳酸菌飲料配達見守り事業 乳酸菌飲料販売業者が週1回、無償で1本の乳酸菌飲料を手渡しで配達し、様子をうかがいます。
- ▽新聞配達見守り事業 新聞配達業者が新聞配達時にポストに新聞などがたまっていないか確認を行います。
- ▽郵便配達見守り事業 郵便配達業者が郵便配達時にポストに郵便物などがたまっていないか確認を行います。
- ▽一般廃棄物収集見守り事業 一般廃棄物収集業者が収集時に通常排出されている一般廃棄物が排出されているか確認を行います。
- ▽対象 市内に住所がある65歳以上の一人暮らしの方か、65



見守り協力員の訪問で安心して暮らしている利用者

### 緩やかな見守り事業

市では、高齢者の見守りを充実させるため、協力事業者などと見守りに関する協定を結んでいます。この協定により、事業者などの日常業務の範囲内で「緩やかな見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、市や地域包括支援センターに連絡をいただき、問題を早期に発見し、適切な支援につなげています。

### 配食サービス事業

調理をすることが難しくなった高齢者に、昼食時に栄養のバランスのとれた食事を、1食500円で提供しています。定期的に配達員が直接お届けすることで様子をうかがっています(やわらか食や塩分調整食なども扱っています)。

### 9月の市税の納期

○固定資産税・都市計画税 第3期  
○国民健康保険税 第3期

9月15日は「老人の日」、9月15日から21日までは「老人週間」

老人週間の標語 「みんなで築こう安心と活力ある健康長寿社会」

老人週間を契機として、すべての高齢者が安心して暮らせる高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重などについて、6つの目標を提唱します。

### ▽目指す6つの目標

- ①すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。
- ②高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- ③高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防への取組を進めよう。
- ④高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題などをみんなで考え、高齢者や介護者を支える取組を積極的に進めよう。
- ⑤超高齢社会における家族や地域社会などの役割を理解し、



お互いに協力して安心と活力ある長寿社会をつくらう。⑥減災や防災への取組に関心をもち、日頃から地域でのつながりを築こう。

### ▽老人週間に係る市の事業

- 町内会・自治会敬老行事：各町内会・自治会では、多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う意味から各地域で敬老行事を行います。
- 最高齢者および100歳到達者訪問事業：市内の最高齢者(市内最高齢者、在宅の男性最高齢者、在宅の女性最高齢者の合計3人)の方に、市長が家庭を訪問して長寿のお祝いをします。また、平成28年度中に100歳になられる方に対して、各家庭などを訪問してお祝いをします。

### 高齢者に関する相談

地域の高齢者の総合的な相談窓口です。相談の秘密は守りますので、気軽に相談ください。本人だけでなくご家族やご近所の方も相談できます。

- 高齢者はつらつセンター「秋川地区」(☎550・6101)
- 五日市はつらつセンター「五日市地区」(☎569・8108)
- 申込み・問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係(直通558・1953)